

社会福祉法人美祢市社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 美祢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職務に従事する役員・評議員・委員等（以下「役員等」という）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長の報酬)

第2条 会長には、報酬を支給することができる。

2 前項に規定する報酬及び手当の額、並びに支給方法については会長が別に定める。

(役員等の報酬)

第3条 本会の役員等の報酬は、別表のとおりとする。ただし、会長並びに行政の職員には支給しない。

(費用弁償)

第4条 本会の役員等及び会長の委嘱を受けた者並びに会長が特に認めた者に対する費用弁償は、本会職員の旅費の支給の例による。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は平成 20年 3月 21日から施行する。

附 則

この規程は平成 25年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は平成 29年 4月 1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	報 酬	
	単 位	金 額（税引後）
理 事	日額	3,000 円
監 事	日額	3,000 円
評 議 員	日額	3,000 円
福 祉 員	日額	2,000 円
各委員会委員	日額	2,000 円

ただし、常勤役員並びに行政の職員には支給しない。
 費用弁償は、本会職員の旅費の支給の例による。